



秋厚労ニュース

NO1838号
2018年4月16日
秋田県厚生連労働組合
秋田市山王5-4-2
TEL 018(864)3341
FAX 018(864)3349

求む

正職員への道すじ

臨時職員

秋田県厚生連の臨時職員は、この20年間で増え続け、職員の4人に1人以上の割合。秋厚労の方針、「内外の人が働きたいと思う職場づくり」では、「臨時職員の労働条件改善・正職員への道すじ」も重点の一つになっています。

調理員、正・臨時職員のモデル生涯賃金比較

単位：円

勤続年数	基本給年額+ボーナス		差
	正職員	臨時職員	
1	2,116,800	1,850,270	-266,530
10	2,875,200	2,069,793	-805,407
20	3,555,200	2,153,421	-1,401,779
30	4,024,000	2,153,421	-1,870,579
40	4,467,200	2,153,421	-2,313,779
計	140,289,020	85,937,770	-54,351,250

退職金	16,043,000	なし	-16,043,000
-----	------------	----	-------------

総合計	156,332,020	85,937,770	-70,394,250
-----	-------------	------------	-------------

※単身者で自己所有住宅に居住、平成29年度の年間総労働時間1818時間、ボーナス支給月数・臨1・8ヵ月、正4ヶ月で試算

同じ仕事でも労働条件に大差

2017年秋闘で、臨時職員の労働条件改善を要求し、「通勤手当・時給」が2018年4月から改善されました。これは、秋厚労の方針の一つとして取り組んだ成果です。

調理現場は 人手定着せず

秋厚労は、「臨時職員とい

う差別雇用を是正する」という方針を掲げています。差別雇用とは、同じ仕事をしているにも関わらず労働条件が低いことや、正職員になりたくてもなれないことです。

調理現場では、正職員に登用しなくなってから、10年以上が経過し、人手が定着しない状況です。

2018年4月、かづの厚生病院の調理現場は、「人手が集まらない」ことを理由に外部委託（経費増）になってしまいました。

調理員の給与 約7千万円違う

臨時職員と正職員の労働条件の違いは、大きく次の3点です。

賃金は、調理員の場合、一定の条件で生涯賃金を比較すると、勤続40年で正職員よりも約7000万円も低いです。(秋田県厚生連の給与規程より試算)単純に基本給とボーナスの試算なので、諸手当を含むと、差は拡大するはずです。また、正職員は特別休暇

(結婚、忌引きなど)の取得は有給なのに対し、臨時職員は無給です。さらに、「雇用契約の更新」を拒否されると、仕事を失ってしまうので、将来設計がしにくいことです。

必要な人手は

計画的に正職員へ

秋厚労は、経営者に、1991年から「本人が希望する臨時職員について正職員への道すじの確立」を要求。「必要な人材を計画的に正

職員へ登用していくべき」と提案し続けています。秋田県厚生連は、安定した雇用で地域医療を担う責任があります。

秋田県厚生連の職員数

(10月末)	正職員数 (人)	臨時職員数 (人、常勤換算)	計 (人)	臨時比率 (%)
1992(H4)	3,892.0	353.9	4,245.9	8.3
1997(H9)	4,076.0	488.7	4,564.7	10.7
2002(H14)	3,989.0	712.8	4,701.8	15.2
2007(H19)	3,921.0	847.5	4,768.5	17.8
2012(H24)	3,717.0	1,209.0	4,926.0	24.5
2017(H29)	3,787.0	1,294.4	5,081.4	25.5

秋田県厚生連「職員数報告」による